

公益財団法人青森県育英奨学会大学入学時奨学金貸与規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人青森県育英奨学会定款第4条第1号のうち、大学入学時に生徒が受ける奨学金の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第2条 本会は、優秀な学徒であつて、経済的理由により修学困難な者に対し、入学のために必要な諸費用にあてるため学資を貸与する。

2 この規則に基づき、学資の貸与を受ける者を大学入学時奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を大学入学時奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となる者は、申請時に高等学校又は高等専門学校に在学する者で、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 青森県人の子弟であること。
- (2) 大学の第1学年に入学予定であること。（ただし、短期大学及び通信による教育を受ける予定の者を除く。）
- (3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。
- (4) 生活保護受給世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯又は児童養護施設等入所者であること。

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、60万円を上限とし10万円を単位とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学金申込書の提出)

第5条 奨学生志願者は、連帯保証人2名と連署して、本会あての奨学金申込書、その他理事長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 前項の規定により申込書類を受け取った在学学校長が奨学生志願者を本会に推薦しようとするときは、第3条に規定する奨学生としての資格を審査の上、必要な事項を記入し、本会に提出するものとする。

3 連帯保証人のうち、1名は、青森県内に住所を有する者であつて、奨学生志願者が未成年者の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者、他の1名は、独立の生計を営む者であつて、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く。）の親族でなければならない。

(奨学生の採用及び確認書の提出)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において選考の上、これを決定する。

2 採用となった奨学生は、確認書を在学学校長を経て提出するものとする。

3 本会は奨学生を採用決定したときは、在学学校長を経て、決定通知を交付する。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、合格通知書の写し及び必要書類が提出された後、入学の前年度に一括交付する。

2 奨学金の交付は、奨学生の設ける銀行預金口座に振り込んで行うものとする。

(在学の報告)

第8条 奨学生であつた者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有す

る者をいう。以下同じ。)は、毎年在学証明書等を提出しなければならない。

(奨学生の異動届)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 連帯保証人を変更するとき
- (3) 本人又は連帯保証人の氏名、住所若しくは職業その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の辞退)

第10条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(返還誓約書の提出)

第11条 奨学生は、採用にあたって本会が指定する期限までに、貸与を受ける奨学金の全額について、連帯保証人2名及び本人が未成年者の場合は親権者又は後見人と連署の上、返還誓約書(借用証書)を在学学校長を経て、理事長に提出しなければならない。

(奨学金の利息)

第12条 奨学金には利息を付けない。

第3章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第13条 奨学生であった者が、入学した大学の正規の最短修業年限を修了したとき又は退学したときは、事実の生じた月の翌月から起算して1年を経過した後、8年以内の間に奨学金を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。
- 3 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、その者の奨学金の返還については、前2項の規定は適用しない。この場合においては、本会の指定した日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。
 - (1) 奨学金申込書に記入すべき事項を故意に記入せず又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき
 - (2) 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - (3) 正当な理由がなく奨学金の返還を怠ったとき
- 4 奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定と異なる返還方法を指示することがある。
- 5 奨学金は、いつでも繰り上げ返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第14条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき
 - (2) 大学に在学するとき
 - (3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき
 - (4) 卒業後1年以内に青森県内に居住及び就業しているとき、なお、卒業後1年以内及び就業の要件は、第22条第1項第1号に定めるところによる。
 - (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
- 2 返還猶予期間は、前項第2号に該当するときは、その事由の継続中とする。前項第4号に該当するときは、返還免除の要件を満たすまでの期間(第22条第1項第1号の規定による期間をいう。)とし、その他の各号の一に該当するときは1年以

内とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、前項第1号、第3号及び第5号に該当するときは、原則として通算5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第15条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し、連帯保証人2名と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(延滞金)

第16条 奨学生であった者が割賦金の返還を6月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金につき年利3パーセントの割合をもって返還期限の翌日から返還完了の日までの日数によって計算した金額とする。ただし、延滞金の額が百円未満であるときは、その金額を徴収しないものとする。

(返還金の強制)

第17条 奨学生であった者又はその連帯保証人(以下「奨学生であった者等」という。)が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続き等により割賦金の返還を確保するものとする。

第18条 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還(第13条第3項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第16条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第19条 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号の定めるところにより割賦金に充当する。

(1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。

(2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。

(奨学生であった者の届出)

第20条 奨学生であった者が大学に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者が大学を卒業、修了又は退学したときは、1月以内に就業証明書及び住民票等を届け出なければならない。

3 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき又はそれらの氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第21条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出

しなければならない。

2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第22条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を願い出によって免除することがある。

(1) 卒業後1年以内に青森県内に居住及び就業し、その居住及び就業から引き続き3年間を経過していること。

ただし、青森県内に本社を有する会社等に就職した場合で、青森県外の支社等の勤務により、やむなく青森県内に居住、就業することができない場合は青森県内に居住、就業したものとみなす。

なお、3年間に離職と再就職をした場合は、その離職と再就職との間の期間が1年以内の場合に限り、免除できるものとする。ただし、期間の計算については、就職してから離職するまでの期間と、再就職後の期間を通算して3年経過した時点で免除する。

また、卒業後1年以内とは、入学した大学を卒業した時、又は入学した大学を卒業した月の翌月に大学院に入学した場合はその大学院を卒業した時の翌月から起算して1年を経過するまでの期間とする。

就業の要件は以下のいずれかを満たし、会社等に雇用される者については、正規雇用（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。なお、公務員として採用された場合は返還免除対象外とする。

ア 青森県内に所在する会社、法人に雇用されている者

イ 青森県内で個人事業（農業、自営業など）を営み、確定申告をしている者、又は確定申告書において事業従事者として記載されている者

ウ 青森県内の個人事業者に雇用されている者

エ 青森県内に法人を設立し、経営している者

(2) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金の返還をすることができなくなったとき。

(3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(返還免除の願出)

第23条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人2名と連署の上、次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

(1) 就業によるときは就業証明書と住民票等

(2) 死亡によるときは戸籍抄本

(3) 心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第24条 前2条の規定により奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 補則

(実施細目)

第25条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月2日から施行し、令和元年度採用の奨学生から適用する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の公益財団法人青森県育英奨学会大学入学時奨学金貸与規則の規定により貸与の決定がなされている学資に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。